

ない」と説明。「人手不足を解消しないといけな
い」という声は多いが、財源にも一定の規模が必
要。それを真正面から議論していく」と話した。
来年度の介護報酬改定で手を打つかどうかは、
「現時点では分からない部分もあるが、来年度
の『骨太の方針』にはしっかりとアプローチしてい
く」と述べた。

サ高住の「困り込み」防止へ 対策を 登録基準の厳格化も 厚労省、自治体に要請

介護保険最新情報

今回の内容

Vol.603

サ高住の「困り込み」防止へ対策を

サービス付き高齢者向け住宅を運営する事
業者が、自社の訪問介護やデイサービスなどを
入居者に多く使わせる「困り込み」一。その
解消につなげようと、厚生労働省と国土交通
省は対策の強化を促す通知を28日に発出し
た。介護保険最新情報のVol.603で周知し
ている。

通知で重視すべきポイントにあげたのは、

- 入居者が必要とする在宅サービスを提供
できる事業所が地域に存在していること
- 近隣のサービスの情報を広く提供し特定の

事業所に利用を限定しないなど、入居者の選
択の自由が確保されていること の2つ。

サ高住の開設を後押しする前提として、これ
らを事業者に求めてはどうかという。整備費の
補助金を出す要件に、地元の市町村の意見
を前もって聴取することが昨年度から加えられ
ていることを改めて紹介し、その仕組みを有効
に活用するよう呼びかけている。

介護の技能実習生、就労から 半年後に人員基準の算定対 象へ 厚労省方針

厚生労働省は6日の審議会の会合で、今年
の11月から介護の現場に受け入れられるよう
になる外国人の技能実習生について、介護報
酬のルールでどのように扱うか明らかにした。訪
日後の2か月間の研修を済ませた後、働き始め
てから6か月が過ぎれば人員配置基準の対象
としてカウントするのを認めると説明。日本語能
力試験の「N2」以上を取っている人は例外で、
研修を終えればすぐにカウントできるとした。近く
通知を出して明確化する方針だ。

介護ビジネス研究会のご案内

介護事業経営特別セミナー

テーマ『激変の平成30年介護報酬改定の最新情報と対策』

日 時：11月2日(木) 13:30～16:30(受付13:00～)

会 場：じゅうろくプラザ5階 中会議室①

岐阜市橋本町1-10-11

参加費：無料 (1事業者何名様でもご参加できます)

ご参加希望の方は下記TEL又はFAXにてお申込みください。

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当：小澤

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL：0120-337-301 FAX：0575-24-5733

<http://www.nodakensetsu.co.jp>

mail:ozawa@nodakensetsu.co.jp

お問合せは
コチラまで

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、右の欄にチェックを入れて
FAX:0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内
不要